

再度補足的にご議論いただきたい事項

1. 評価方法について
2. 公募時に事業者を提供する情報について（風況調査関係）
3. 公募における「地域との調整」の公正な評価について
4. 公募占用計画の認定の有効期間（30年）と事業実施期間の関係について
5. 占用料について
6. 出力の量の基準について

2019年3月20日
経済産業省資源エネルギー庁
国土交通省港湾局

1. 評価方法について

- 前回の合同会議において、公募における事業者選定のための評価方法についてご議論いただいた。
- その際、「事業実施能力」と「地域との調整、地域経済等への波及効果」の配点バランス等について、公平性・公正性の観点から、一定の目安を設けることを提示したところ。

＜参考＞ 本合同会議第3回（2019年2月28日）における評価方法についての委員からのご意見

- **総合的に評価するという方針に賛同。**
- 事業実施の難度が高いため、**実施能力は価格と同じレベルで評価することが重要**ではないか。
- **国民負担の抑制という視点も重要**であるため、**評価基準における供給価格の重要性は強調したい。**
- 今回の制度においては事業者育成という視点も含まれており、まずは事業者の実施能力を身に付けてもらう必要がある。**初期案件ほど事業の実施能力が重要。**
- 学習曲線で価格を下げていくためには先ず誰かが着手する必要がある。いつ着工できるか、いつ事業開始できるか、という点を評価して**早期実現を促すインセンティブも一案**ではないか。

＜参考＞ 本合同会議第3回（2019年2月28日）資料1より関連箇所を抜粋

＜評価方法＞

- **事業実現性に関する要素について一定の評価を有する事業者間で、供給価格だけでなく、事業実現性に関する要素も加味した総合評価方式**によって事業者を選定することが適切ではないか。
- この際、供給価格を最も重要な要素とする観点から、総合評価の方式は、**一般に価格感度が高いとされる除算方式（※1）か、加算方式（※2）の場合は価格に関する要素を事業実現性に関する要素に対して1:1以上で評価する方式**により実施することとしてはどうか。

※1 除算方式の計算式は以下。

評価値 = (事業実現性に関する評価点) / (価格)

※2 加算方式の計算式は以下。

評価値 = $\alpha \times$ (価格点) + $\beta \times$ (事業実現性に関する評価点)

- **評価の配点等**については、

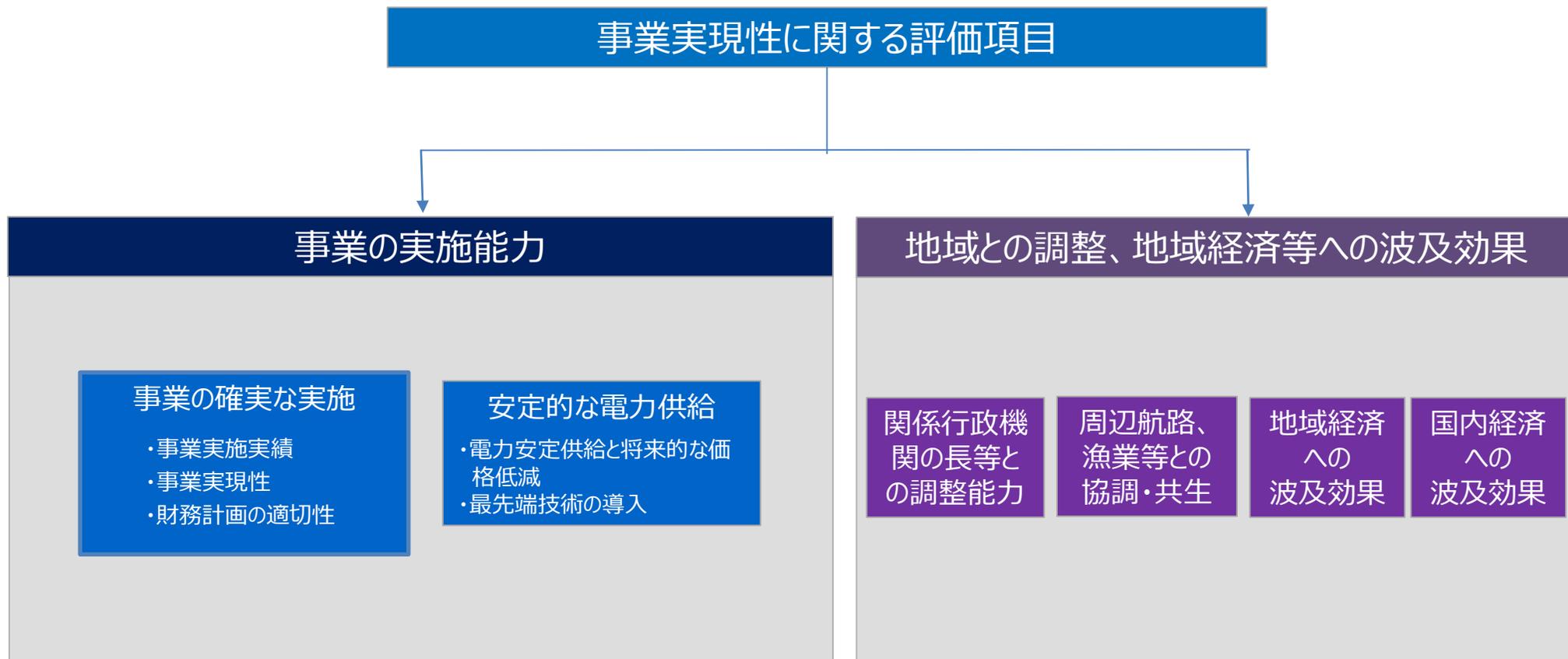
- (1) 「事業実施能力」と「地域との調整、地域経済等への波及効果」及びその構成要素の配分のバランスや、
- (2) 価格を含めた各要素の点数のつけ方、
- (3) 事業実現性要素に関する最低限必要な評価レベル（足切）のあり方（評価基準の構成要素毎の足切や合計点による足切の設定など）、
- (4) 欧州の取組み（※3）を参考とした一定のオプションの検討

※3 例えばドイツでは、先行して調査を実施している事業者が、調査結果をすべて国に引き渡すことを条件に、

入札において他の事業者が提示した最低価格と同額で事業の実施が可能な場合は当該事業者が落札できることとしている。

といった事項に関し、地域ごとの特性を考慮することは重要であるものの、**公平性・公正性の観点からは、一定の目安**を設けて決めることとしてはどうか。

事業実現性に関する評価項目のイメージ（例示）



1 - 1. 事業実現性に関する評価項目の配点について

<「事業実施能力」と「地域との調整等」との配点について>

- 確実な事業実施の観点からは、事業実施能力は重要な要素である一方で、洋上風力発電設備の設置には地元理解は不可欠。
- このため、地域との調整等に関連する要素について十分配慮する必要がある。
- 具体的には、地域と結びつきの強い他の入札事例も踏まえ、事業実施能力と地域との調整等の配点は、2 : 1（約33%）程度とすることが適切ではないか。

（参考）地域貢献の点数割合

響灘（港湾区域における洋上風力発電）：約33%、福岡空港：5%、島根刑務所：15%

<事業実現性に係る各要素の配点>

- 事業実施能力のうち、「事業の確実な実施」のために必要な要素については、地元理解等も含めて、大前提となるものであるため、特に重きを置く必要がある。
- 「地域との調整」と「地域経済等への波及効果」等については、それぞれが重要であり、これらが合わさって初めて国民や地元理解が得られるものであるため、同等に評価することとしてはどうか。
- これらを踏まえ、各区域毎の公募占用指針を作成する際には、次頁の参照の配点案を1つの原則とすることとしてはどうか。

<採点方法>

- 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」においては、本洋上風力発電に係る公募の事業実現性に関する評価項目のように、定性的な評価を行う場合の採点方法の1つとして、3段階等の階層を設けて採点する方式が示されており、以下のとおりとして適用してはどうか。
 - ①国土交通省のガイドラインでは、標準的には、3段階とされているが、より緻密に評価するため、5段階とする。
 - ②採点者による採点のバラツキを可能な限り防ぐため、各項目のトップランナーを満点として、トップランナー(100%)、ミドルランナー(70%)、最低限必要なレベル(30%)、不適切とまでは言えないレベル(0%)、不適切（失格）として採点する。
 - ③「事業計画の実現性」、「周辺航路、漁業等との協調・共生」、「地域経済への波及効果」、「国内経済への波及効果」については、トップランナーは1者として採点し、その他についてはトップランナーは複数者認めることとしてはどうか。

参照 事業実現性に関する要素の配点案

事業実現性に関する評価項目【120点】

事業の実施能力【80点】

地域との調整、地域経済等への波及効果【40点】

事業の確実な実施【65点】

安定的な電力供給【15点】

地域との調整【20点】

波及効果【20点】

評価
 ↑ トップランナー (10割)
 ↑ ミドルランナー (7割)
 ↓ 最低限必要なレベル (3割)
 ↓ 失格

事業の実施能力【80点】				地域との調整、地域経済等への波及効果【40点】					
事業の確実な実施【65点】			安定的な電力供給【15点】	地域との調整【20点】		波及効果【20点】			
実績【30点】	事業実現性【35点】			安定的な電力供給【15点】		地域との調整【20点】		地域経済等への波及効果【20点】	
事業実施実績【30点】	事業計画の実現性【20点】	リスクの特定及び対応【15点】	財務計画の適切性【0点】	電力安定供給と将来的な価格低減【10点】	最先端技術の導入【5点】	関係行政機関の長等との調整能力【10点】	周辺航路、漁業等との協調・共生【10点】	地域経済への波及効果【10点】	国内経済への波及効果【10点】
・極めて適切な実績 (国内の実績に限る)【30点】	・最も確実に事業を実現【20点】	・極めて適切なリスク分析と対応【15点】		・両方の観点から極めて適切な対応【10点】	・世界初の最先端技術導入を進めている【5点】	・国内洋上風力の関係行政機関の長等との調整に係る実績【10点】	・最も協調・共生の可能性が高い【10点】	・最も地域経済への波及効果がある【10点】	・最も国内経済への波及効果がある【10点】
・優れた実績 (海外の実績を含む)【21点】	・優れている【14点】	・優れている【11点】		・片方の観点が極めて適切に対応しており、もう片方の観点も優れている【7点】	・今後導入が進むと考えられる最先端の技術導入を進めている【4点】	・国内陸上風力の関係行政機関の長等との調整に係る実績【7点】	・優れている【7点】	・優れている【7点】	・優れている【7点】
・良好な実績 (海外の実績を含む)【9点】	・良好【6点】	・良好【5点】		・良好【3点】	・汎用的な技術の中で最も進んでいる技術の導入【2点】	・その他の調整に係る有意義な実績【3点】	・良好【3点】	・良好【3点】	・良好【3点】
・実績なし【失格】	・事業実現可能性がない【失格】	・事業実現可能性がない【失格】	・事業実現可能性がない【失格】	不適切とまでは言えないレベル【0点】		・実績があっても、能力がないと判断できる場合【失格】			

<参考> 事業実現性に関する評価項目の例示

- 事業実現性に関する評価項目については、以下のような例示をもとに、地域の特性に応じて決めることとしてはどうか。

大項目	小項目	確認の視点の例	確認方法の例
事業の実施能力	事業の確実な実施	➤ 事業実施実績	下請けを含めて、 ・洋上風力発電設備の設置、維持管理及び運用の実績があること。 又は ・陸上風力発電設備の設置、維持管理及び運用並びに、海洋土木工事の実績があること
		➤ 事業計画の実現性	・スケジュール、発電設備の計画、施工計画、維持管理計画等の具体性、実現可能性
		➤ リスクの特定及び分析	・事業撤退に至るリスクを分析しており、対応可能か ・建設に関するリスク（適切な製造業者、設置船、特定の設置機器の有無等） ・維持に関するリスク（技術的な阻害要因） ・財務管理に関するリスク（風力変動に備えた対応）
		➤ 財務計画（資金計画、収支計画）の適切性	・財務諸表等で確認
	安定的な電力供給	➤ 電力の安定供給の観点から、故障時に早期復旧するための方策はできているか。特にサプライチェーン等の関係で早期復旧が可能か（早期復旧能力を有する国内サプライチェーン又はそれと同等のその他のサプライチェーンの形成計画が策定されているか）	・部品等はどこで製造し、どこで保管等し、どのように部品供給するのか ・修理のための施設はあるか ・サプライチェーン形成計画を提出
		➤ 将来的な電力価格削減策があるか。特に価格削減に資するサプライチェーンの形成計画等が作成されているか	・コスト削減策を含むサプライチェーン形成計画を提出
		➤ 最先端の技術を導入し、業界を先導する取組みを行っているか	・最先端技術（施工技術を含む。）の導入状況

<参考> 公募占用計画の評価の考え方（例示）

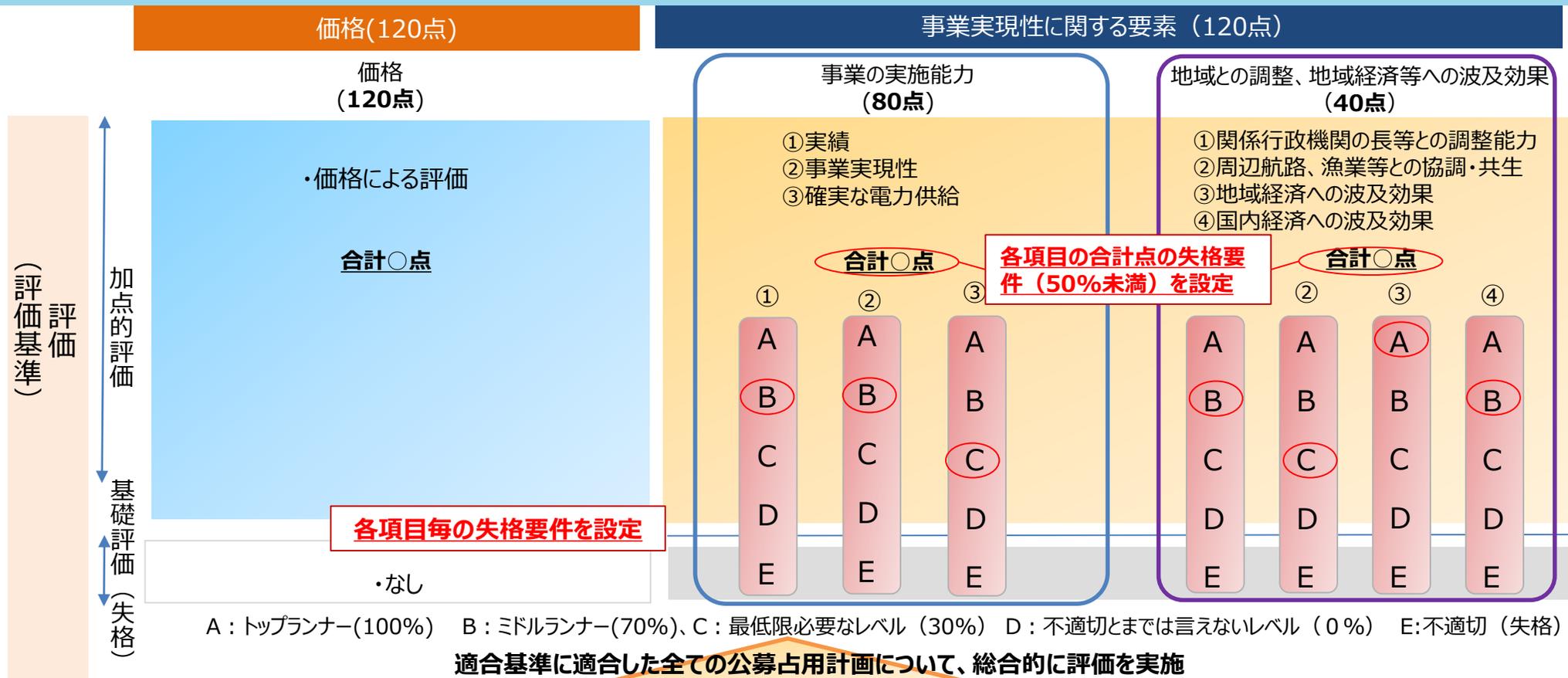
大項目	小項目	確認の視点の例	確認方法の例
地域との調整、 地域経済等への波及効果	関係行政機関の長等との調整能力	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域との調整のため、関係行政機関の長等と調整を行う者の実績 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係行政機関の長等との調整の実績 <ul style="list-style-type: none"> - 国内の洋上風力における実績 - 国内の陸上風力における実績 - その他国内における実績
	周辺航路、 漁業等との協調・共生	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 関係漁業者や関係海運業者等との協調・共生方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係漁業者や関係海運業者等の地元関係者に、どのように対話し、理解を得ながら進めていくのかが明らかにされているか
	地域への経済波及	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域への経済波及はどれくらい見込まれるか 	<ul style="list-style-type: none"> ・地元雇用がどこにどれだけ増えるか ・地元工場等がどれだけつられ、どれだけ投資が促進するか
	国内への経済波及	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国内への経済波及はどれくらい見込まれるか 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内雇用がどこにどれだけ増えるか ・国内工場等がどれだけつられ、どれだけ投資が促進するか

1 - 2. 供給価格の点数のつけ方について

- 公共調達においては除算方式による評価が原則とされているが、価格のみの競争では品質低下が懸念され、品質確保を図る必要がある場合などに、技術評価点と価格評価点をそれぞれ独立して評価する加算方式が特別に認められる。
- 本洋上風力発電に係る公募については、事業実現性に係る要素も重要であるため、加算方式を基本として検討してはどうか。
- この際、洋上風力発電は日進月歩で技術革新とコスト低減が進んでいることを踏まえ、最低価格を提案したトップランナーを基本として評価すべき。
- このため、加算方式を採用するに当たっては価格点は、次式により評価してはどうか。
$$\text{※価格点} = (\text{最低入札価格} / \text{提案価格}) \times (\text{満点【120点】})$$
- なお、加算方式の場合、事業実現性に関する評価項目と供給価格の配点は、当初は**1 : 1**とし、引き続き方式の精査を図り、実績が蓄えられた段階で、欧州の事例も踏まえ、成熟した事業実現性を前提として、価格に重点を置いた配点への見直し等を検討してはどうか。
- また、公募の実施に当たっては、多数の事業者が公募に参加可能な環境を整えるべく、十分な情報提供、適切な公募期間の設定、透明性のある評価基準の設定などに努めるとともに、より効率化を促すより精度の高い供給価格上限額の設定を行っていく。

1-3 失格要件の考え方

- 事業の確実な実施のためには、事業実施能力や地域との調整等の各項目の適切性が前提となるため、**各項目に失格要件を設定**してはどうか。
- 加えて、我が国では洋上風力発電の実績がないため、明確な失格要件の設定が困難であり、このような中で、事業実施の確実性を高めるため、事業実現性に関する評価項目の**合計点の失格要件も設定**してはどうか。
- 具体的な**合計点の失格要件**は、空港のPFIの事例を踏まえ、**50%未満**としてはどうか。
 (参考) 空港のPFIにおいて50%未満を失格要件にしている事例
 福岡空港、北海道空港 等



- (審査)**
- ・供給価格上限額以下であること
 - ①公募占用計画が公募占用指針に照らし適切であること
 - ②公募占用計画に係る促進区域内海域の占用が、促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に著しく支障を与えるものでないこと
 - ③発電設備及びその維持管理の方法が経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合すること
 - ④公募占用計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと

2. 公募時に事業者提供する情報について（風況調査関係）①

- 公募の実施に当たっては、国が事業者に必要な情報提供を行うことにより、事業者のリスクを低減させ、多くの事業者の参加を促すことが必要。特に事業性に大きな影響を与える風況については、**国が情報収集に要する時間・コストも勘案しつつ、十分な量の情報提供を行う**という観点から、前回の合同会議において、以下の調査方法の目安をお示した。
 - ✓ **少なくとも実測（10分平均データの積上げ・連続12ヶ月間で観測）による1年間の風況データの調査**を目安とし、**促進区域案の決定に当たっても、同様の調査を行う**。
- 委員から下記のようなご指摘があったところ。

＜参考＞本合同会議第3回（2019年2月28日）における評価方法についての委員からのご意見

- シミュレーションデータ等も活用しつつ**スピードと精度を両立する方法の検討**が必要ではないか
- 実測により早期に必要な情報を全て収集することが難しい場合、**促進区域案の決定時には暫定的に調査結果をまとめ、その後データ収集を継続した上で追完を行う**方法を検討してはどうか

2. 公募時に事業者を提供する情報について（風況調査関係）②

- 委員からのご指摘を踏まえ、以下のような調査方法を行うこととしてはどうか。

<具体的な調査方法>

- 風況データについては、最大限精度の高いデータを収集するため、**最新の技術を用いた観測方法（スキャニングライダー、フローティングライダーを用いた観測等）**によることとしてはどうか。

(※) なお、現時点では、精度の高い風況観測の手法についての技術的精査がなされている途上である。このため、手法の精査を進めつつ、上記の調査によって得られた観測データは国が当該データと同じ風況等を保証するものではないことを公募占用指針に明記する。

<当初の促進区域案の決定・公募に当たっての調査>

- 特に**当初の促進区域案の決定・公募**については、**1年間の実測による風況調査を行った上で促進区域案の決定・公募を行う場合、公募の実施等が著しく遅延するおそれがある。**
- したがって、**上記の調査方法の目安を原則**としつつ、**当初の促進区域案の決定・公募においては、以下のとおりとしてはどうか。**
 - ✓ **促進区域案の決定時**には、**主としてNEDO作成の洋上風況マップ（NeoWins）**を活用する。
 - ✓ **公募時**には、**当該時点までに収集可能な実測データを提供するとともに、専門的な知見を踏まえつつ、1年間の風況シミュレーション**を行うことを検討する。
 - ✓ その後、**1年間の実測データが得られた時点で、当該データを追加的に提供**する。

④ 公募時に事業者提供する情報

- 公募の実施に当たっては、**国が事業者に必要な情報提供を行うことにより、事業者のリスクを低減させ、多くの事業者の参加を促すことが必要**である。
- **国が情報収集に要する時間・コストも勘案しつつ、十分な量の情報提供が行われるよう、以下の調査項目・調査方法を目安として、各促進区域の実情に応じた情報収集を行った上で、公募の実施に当たって、国から事業者**に情報を提供することとしてはどうか。
 - ✓ 風況は事業性（収入）に特に大きな影響を与えることから、少なくとも**実測（10分平均データの積上げ・連続12ヶ月間で観測）による1年間の風況データの調査**を目安とすることとしてはどうか。
 - ✓ 海底地質は事業性（支出）に特に大きな影響を与えることから、少なくとも**実測（地盤ごとのボーリング調査・音波探査）による地質データの調査**を目安とすることとしてはどうか。
 - ✓ その他に調査すべきデータについても、下に掲げる表を目安とすることとしてはどうか。

（※）なお、促進区域案の決定に当たっても、あらかじめ当該区域の状況を調査することとなるが、その際の自然条件に関する調査項目・調査方法も同様としてはどうか。

調査項目（目安）			調査方法（目安）
気象観測調査	風況	・ 年平均風速、風速分布・風向分布、乱流強度、極値風速等	実測によるもの ・ 10分平均データの積上げによるもの ・ 連続12ヶ月間で観測されたもの (例) 風況観測マスト・ドップラーライダー等
	落雷	・ 夏季及び冬期の落雷状況	文献調査
海象調査	潮汐	・ 潮汐変化、最高/最低静水位	文献調査（気象庁データ等）
	波浪	・ 有義波高・波のピーク周期、極値波頂高	
海底調査	物理探査	・ 海底形状・低質、海底人工物、海底面下の土層構造	実測によるもの ・ 地質調査については、 地盤ごとのボーリング調査・音波探査
	地質調査	・ 海上ボーリング	

※この他に、漁業等（漁業区域、投錨区域、潮干狩場、航路、船舶通行量、海岸保全区域、海水浴場、海上構造物等）や防衛（基地、訓練区域、航空制限、電波障害防止、レーダー等）に係る先行的な海域の利用状況に関する情報や海洋環境に関する情報を文献調査や関係省庁への確認等により必要に応じて収集する。

3. 公募における「地域との調整」の公正な評価について

- 前回の合同会議において、事業者選定の評価基準の例をお示したところ、委員より下記のようなご指摘があった。
- ご指摘を踏まえ、**公募期間中は事業者による地元関係者への接触を禁止**することとしてはどうか。
- 具体的には、以下のような措置を実施することとしてはどうか。
 - ✓ 公募に参加する際に、**事業者は公募が開始されてから終わるまでの間**、地元関係者への接触は行ってない（行わない）ことの宣誓書を提出することとする。
 - ✓ これに違反したことが発覚した場合は、①再エネ海域利用法に基づく公募占用計画の認定の取消し、②一定期間公募への参加を認めないこと、といった措置を検討する。
 - ✓ なお、公募期間中の質問事項等については、原則、公募実施者である国に行くこととする。

<参考> 本合同会議第3回（2019年2月28日）における評価方法についての委員からのご意見

- ✓ 地元との関係が評価基準になっているが、いつまで、どのようなルートであれば地元との接触が許されるのか、**ルールを明確化すべき。**

＜参考＞ 公募占用計画の評価の考え方（例示）

大項目	小項目	確認の視点の例	確認方法の例
地域との調整、 地域経済等への波及効果	関係行政機関の長等との調整能力	▶ 地域との調整のため、関係行政機関の長等と調整を行う者の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・関係行政機関の長等との調整の実績 - 国内の洋上風力における実績 - 国内の陸上風力における実績 - その他国内における実績
	周辺航路、漁業等との協調・共生	▶ 関係漁業者や関係海運業者等との協調・共生方法	<ul style="list-style-type: none"> ・関係漁業者や関係海運業者等の地元関係者に、どのように対話し、理解を得ながら進めていくのかが明らかにされているか
	地域への経済波及	▶ 地域への経済波及はどれくらい見込まれるか	<ul style="list-style-type: none"> ・地元雇用がどこにどれだけ増えるか ・地元で工場等がどれだけつられ、どれだけ投資が促進するか
	国内への経済波及	▶ 国内への経済波及はどれくらい見込まれるか	<ul style="list-style-type: none"> ・国内雇用がどこにどれだけ増えるか ・国内で工場等がどれだけつられ、どれだけ投資が促進するか

4. 公募占用計画の認定の有効期間（30年）と事業実施期間の関係について

- 前回の合同会議において、公募占用計画の認定の有効期間(30年) について委員より下記のご質問があった。
- 以下のような考え方の下、実施する予定。
 - 公募占用計画の有効期間は30年間としているが、これは、**環境アセスメント**（4～5年程度）と**建設作業**（2～3年程度）、**事業実施**（20年程度※）、**撤去**（2年程度）の期間を合わせて、余裕をもたせて設定しているもの。

※現行のFIT制度における洋上風力発電に係る調達期間（20年間）を前提としたもの。本法においては、FIT調達期間は公募占用指針作成時に、調達価格等算定委員会の意見も聴いた上で定めることとなっている。
 - このため、基本的には事業の実施期間は20年間を想定しているものの、選定された事業者が、**環境アセスメントや建設作業等を速やかに行うことができれば、仮にFIT調達期間が現行どおり20年間であった場合、FIT認定期間外として20年後も運用することは可能**であり、**公募の際に、事業実施期間を20年以上**（例えば25年）**に設定して公募占用計画を作成することも可能**。
 - 他方で、**一度定めた事業開始時期を安易に変更することは望ましいものではない**ため、例えば、**運転開始期限日を公募占用計画の事業実施時期とし、これを超えた場合は、FIT調達期間を短くする**といった方向で、調達価格等算定委員会の意見も聴いた上で、公募占用指針を作成することとしてはどうか。

※認定された公募占用計画に従って洋上風力発電設備の設置及び維持管理を行わない場合は、再エネ海域利用法に基づく公募占用計画の認定の取り消しを行うこともあり得る。

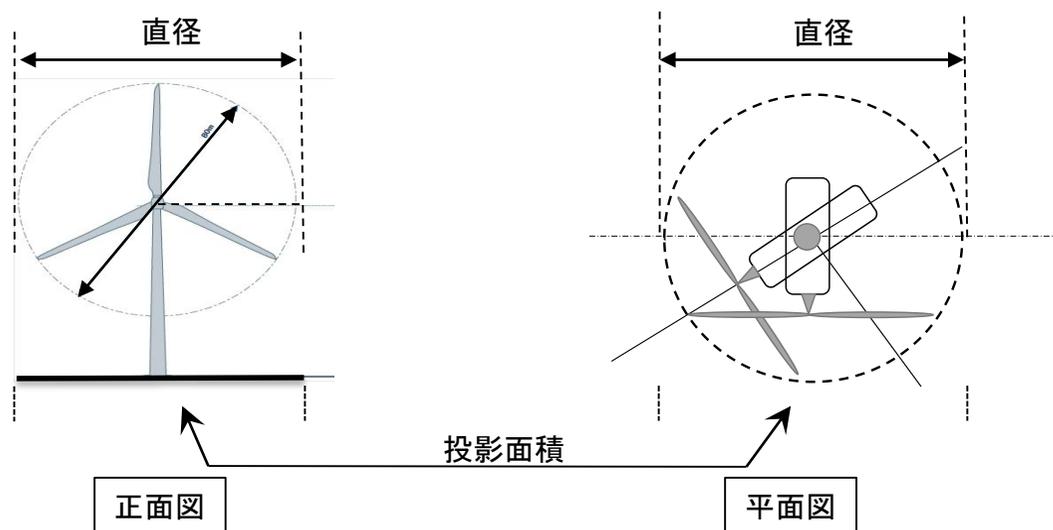
<参考> 本合同会議第3回（2019年2月28日）における評価方法についての委員からのご質問

- ✓ 公募占用計画の認定の有効期間30年は環境アセスやサイト調査等の事前準備や撤去期間と、FIT認定期間の20年を足し合わせて30年に設定しているのか。FIT期限切れ後の運用もこの有効期間に含まれるのか。

5. 占用料について

- ▶ 前回の合同会議において、下記のようなご指摘があった。
- ▶ ご指摘を踏まえ、以下のとおり実施する予定。
 - 占用料の単価については、国や都道府県の海域占用料、欧州における占用料の算定例等を参考にしながら、今後検討する。
 - 占用料については、発電設備の投影面積（又は浮体の占用面積）及びチェーン等の長さに基づき算定することとする。
 - これらは、公募を開始するまでに公表することとする。

< 投影面積 >



<参考> 本合同会議第3回（2019年2月28日）における評価方法についての委員からのご意見

- ✓ 支出項目として占用料は重要な要素であるため、公募占用指針においては占用料に関する記載が必要。

6. 出力の量の基準について

- 前回の合同会議で、促進区域の指定時に決められた出力の増加について+20%の範囲で事業者に裁量を認めるとしたのは、系統に流れる電気は系統容量を限度とした上で、合計出力を大きくすることにより発電量を増加させるケースがあり得るため。しかしながら、例えば、**日本版コネクト&マネージ（想定潮流の合理化）を踏まえた系統状況に影響を与える場合など**、このような風力発電設備を設置することが**技術的に難しい場合もある**ため、**事業者の裁量の範囲は地域の系統状況等も踏まえ、促進区域の指定時に決められた出力から±20%の範囲で一般送配電事業者と協議の上、公募占用指針毎に決める**こととする。
- なお、**公募占用計画の認定後の発電設備の出力の変更は**、公募占用計画の変更に該当するため、本法18条に基づき、経済産業大臣と国土交通大臣から**公募占用計画の変更に係る認定を受けなければならない**こととなる。変更の認定に当たっては、「**公共の利益の一層の増進に寄与するものであるか**」「**やむを得ない事情があるか**」といった観点で審査することとなるが、原則は、**事業者選定を行った際の水準が維持されるか**といった観点も含め、**個別ケース毎に判断する**こととなる。

<参考> 本合同会議第3回（2019年2月28日）資料1より抜粋

<考慮すべき点>

- 「出力の量の基準」とは、事業者が公募に参加する際に**提案可能なウインドファームの出力の範囲**を指しており、以下の要素を踏まえて検討する必要があるのではないかと。
 - ① **促進区域の指定時に、都道府県等とも相談し、広さ等に鑑みた想定出力が決まっている。**
 - ② 促進区域指定（公募実施）のために**確保されている系統の容量が決まっている。**
 - ③ 事業性の判断は幅が広く、**事業者に裁量を与えた方が効率的な洋上風力発電の実現が可能。**
 - ④ **促進区域は可能な限り有効に使う必要**がある。
- 上記を踏まえ、出力の量の基準は、効率的な洋上風力発電の実現のため、**事業者に一定の裁量をもたせる**こととしてはどうか。具体的には、**促進区域の指定時に決められた出力（系統容量（※））から±20%の範囲で、事業者の裁量を認める**ことが適切ではないか。
※ 促進区域の面積に比べて確保された系統が大きい場合はダウンサイジングの必要性等を検討する必要がある。
- なお、事業者に裁量を与える範囲について±20%よりも拡大した方がより効率的となる合理的な理由がある場合は、状況に応じて、例外として認めることとしてはどうか。

<具体的な公募占用指針における「出力の量の基準」の記載イメージ>

- 促進区域の指定時に決められた出力から±20%の範囲で事業者において決定すること。

(参考) 公募占用計画の変更等に関する再エネ海域利用法の規定

○ 再エネ海域利用法

(公募占用計画の変更等)

第18条 前条第一項の認定を受けた選定事業者は、当該認定を受けた**公募占用計画を変更しようとする場合**においては、**経済産業大臣及び国土交通大臣の認定を受けなければならない**。ただし、経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定による変更の認定の申請があったときは、**次に掲げる基準に適合すると認める場合**に限り、その認定をするものとする。

一 変更後の公募占用計画が**第15条第1項第1号から第3号までに掲げる基準を満たしていること**。

二 当該公募占用計画の変更をすることについて、**公共の利益の一層の増進に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること**。

3 第15条第5項及び前条第2項の規定は、第1項の規定による変更の認定について準用する。

4 前条第1項の認定を受けた選定事業者は、第1項ただし書の経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣及び国土交通大臣に届け出なければならない。